

# 海の安全レポート

第七管区海上保安本部 海の安全推進本部  
TEL093-331-6395(交通部安全対策課)

第227号 令和8年2月号



BACKNUMBER(二次元コードは右側をご利用ください。)

[https://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/gyoumu/kyunan/marine\\_anzen\\_report/](https://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/gyoumu/kyunan/marine_anzen_report/)

## ルールを守って安全運航！

# 小型船舶操縦者の遵守事項

モーターボートや水上オートバイなどの小型船舶を安全に利用していただくため、小型船舶操縦者(船長)に対して、法令で遵守事項が定められています。

危険操縦や救命胴衣の未着用などの違反は、操縦者だけでなく同乗者や周囲の船舶にも重大な危険を及ぼします。海難を防ぐために、遵守事項を徹底し、安全を最優先とした行動を心がけましょう。

### 酒酔い等操縦の禁止



### 危険操縦の禁止



### 免許者の自己操縦



### 見張りの実施



### 救命胴衣の着用



### 発航前の検査



### 事故時の人命救助



詳細はコチラ



国土交通省HP

## 遵守事項違反点数

違反の内容	点数	他人を死傷させた場合
○ 酒酔い等操縦 ○ 自己操縦義務違反 ○ 危険操縦 ○ 見張りの実施義務違反	3点	6点
○ 救命胴衣着用義務違反 ○ 発航前の検査義務違反	2点	5点

## 行政処分基準

処分区分表	過去1年以内の違反累積点数				
	3点	4点	5点	6点	
※ 過去3年以内の処分前歴	無	(処分の対象外)		業務停止1月	業務停止2月
	有	業務停止3月	業務停止4月	業務停止5月	業務停止6月

※処分前歴とは、遵守事項違反等による処分又は海難審判所の裁決による操縦免許に係る処分の前歴をいう。

## 違反事例

## 令和7年 遵守事項違反により発生した死亡事故

A丸(2名乗組み)は、作業をしながら航行中のところ、航行中の大型船と衝突し転覆、乗組員1名が死亡しました。

船長は作業に傾注していた結果、**見張り不十分**となり、大型船に気づくのが遅れ、衝突を回避することができませんでした。

